

学則

MANABI外語学院

第1条(教育理念と目的)

1. 教育理念

『有志竟成』 学生一人一人が描く将来の夢の実現に向け、私たちは学生の可能性を最大限に開花させ、成し遂げる喜びが将来の糧となる教育を目指す。

2. 目的

学習者が日本の高等教育機関への進学や日本での就職を目指せるよう、日本語コミュニケーション能力の習得を核とした教育を行う。単に言語を教えるだけでなく、異文化理解を深め、多文化共生社会で活躍できる人財の育成を目的とする。

3. 目標

- (1) 進路先(進学・就職)、実社会で通用する日本語の運用能力を育成します。
- (2) 日本社会や文化を学ぶと共に、様々な国・地域の学生との交流や意見交換を通じて、異文化理解を深めます。
- (3) 自律して学ぶ方法と習慣を身につけ、継続的に自らを高める力を育成します。

第2条(名称)

本学院は、MANABI外語学院と称する。

第3条(位置)

本学院は、長野県上田市大手2-3-1YCC第2ビル内に置く。

第4条(学年及び学期の終始期)

1. 本学院の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
2. 学期は次の通りとする。
4月期: 4月1日から 6月30日まで
7月期: 7月1日から 9月30日まで
10月期: 10月1日から 12月31日まで
1月期: 1月1日から 3月31日まで

第5条(休校日)

1. 本学院の休校日は次の通りとする。
 - (1)日曜日及び土曜日
 - (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する休日
 - (3)夏季休校日 8月13日より8月16日まで
 - (4)年末年始休校日 12月28日から1月4日まで
 - (5)創立記念日(6月18日)
 - (6)学期末休校日(各学期末の終始期における休校日)
 - (7)その他、校長が必要と判断して定める日
2. 夏季休校日、年末年始休校日および学期末休校日を学生長期休暇として定める。
3. 校長が必要と認める場合には、休校日に授業を設定することができる。

第6条(課程名、修業年限、単位時間数、定員及び入学時期)

本学院の課程名、修業年限、単位時間数、定員及び入学時期は次の通りとする。

課程名	修業年限	単位時間数	定員	入学時期
進学2年課程	2年	1,520単位時間	100名	4月
進学1年9か月課程	1年9か月	1,330単位時間	80名	7月
進学1年6か月課程	1年6か月	1,140単位時間	10名	10月
進学1年3か月課程	1年3か月	950単位時間	10名	1月
特定技能就職準備 1年3か月課程	1年3か月	950単位時間	20名	4月
特定技能就職準備 1年課程	1年	760単位時間	20名	7月

第7条(授業時間、始業及び終業の時刻)

1. 授業時間は1日4時間、週20時間とする。
2. 一単位時間は50分とする。

3. 始業および終業の時刻は次の表の通りとする。

部別	始業時刻	終業時刻
午前の部	8時40分	12時20分
午後の部	13時10分	16時50分

第8条(教育課程)

教育課程は、別表の通りとする。

第9条(学習の評価及び進級)

1. 学習の評価は、別表の通りとする。
2. 進級は試験の成績および学習の評価により、学期毎に判断する。

第10条(課程修了の認定)

1. 次の条件を満たした者について、所定の課程の修了を認定し、卒業証書を授与する。
 - (1) 教育課程で定められた期間を満了すること。
 - (2) 在学期間中の通算出席率が80%以上であること。
 - (3) 進学課程:
教育課程の最終学期に参照枠B2相当の修了テストを受験し、60%以上の点数を取得すること。
不合格の場合、1回まで追試験を受験することができる。
特定技能就職準備課程:
教育課程の最終学期に参照枠B1相当の修了テストを受験し、60%以上の点数を取得すること。
不合格の場合、1回まで追試験を受験することができる。
2. 前項の条件を満たさなかった者について、在学期間証書を授与する。

第11条(課程の変更)

以下の条件を満たした者について、課程の変更を許可する。

- (1) 課程変更希望の学期開始1か月前までに課程変更理由書を提出し、希望を申し出ること。
- (2) 在学中の経費及び進学後の経費支弁に問題のないことが確認できること。
- (3) 校長が許可すること。

第12条(教職員)

本学院に、次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 本務等教員 6名以上
- (4) 教員 12名以上(本務等教員を含む)
- (5) 事務統括責任者
- (6) 生活指導担当者
- (7) 事務職員

第13条(校長)

校長は、本学院の校務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

第14条(主任教員)

1. 教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。
2. 主任教員は校長を助け、命を受けて本学院の校務をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは臨時にその職務を行う。

第15条(全体会議及び教務会議)

1. 学院全体の運営および教職員の職務執行に資するため、全体会議を置く。会議は校長が主宰する。
2. 教育課程の円滑な運営のため、教務会議を置く。会議は主任教員が主宰する。

第16条(入学資格)

本学院の入学資格は、次の条件を満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育、又はそれに準ずる課程を修了している者。
- (2) 正当な手続によって日本への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者。
- (3) 入学後の生活に必要な資金を用意している者、又は入国後の経費支弁者を有する者。
- (4) 心身共に健康で、勉学に専念できる者。
- (5) 当学院の「出願時同意事項」を理解し、同意した者。

第17条(入学申請)

本学院に入学を希望する者は、入学願書及び必要な書類を提出し、検定料を支払わなければならない。

第18条(休学)

1. 病気又はやむを得ない事由により、引き続き1月以上受講することが困難となったときは、その事由を説明する書面を添え、校長に休学を願い出ることができる。
2. 休学した者が復学しようとする場合には、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

第19条(転学)

1. 災害等の不測の事態の際に当校での学習が困難になった場合、学校は希望する学生に対して、学習継続のために転学支援を行う。
2. 学生が自己の都合により転学を希望する場合は、必要な書類を提出し、校長へ転学を願い出ることができる。

第20条(退学)

1. 教育課程の途中で退学しようとする者は、その事由を記して届け出なければならない。
2. 中途退学後に帰国をする者は、退学の日より2週間以内に日本国から出国しなければならない。

第21条(出欠席、遅刻、早退)

1. 授業における出席、欠席、遅刻、早退の別を次の通りとする。(表中の授業とは1単位時間とする)

区分	事由
出席	授業の始業時刻から終業時刻まで授業に参加した場合
欠席	授業中10分以上の不在があった場合
	その他、学習の姿勢・態度について授業参加と認められない場合
遅刻	授業の始業時刻から10分以内に入室した場合
早退	授業の終業時刻の10分前から終業時刻の間に退出した場合

2. 遅刻及び早退が3回累積された場合に欠席1回として扱う。
3. 遅刻及び早退については在学期間を通して累積されることとする。

第22条(公欠)

学生が次の表に掲げる事由により授業を欠席する際に、所定の手続きを行った場合、校長の判断により公欠とし、欠席扱いとしないことができる。

事由	期間の目安
(学校感染症) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患し、医師の指示で出席停止の措置となった場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止の期間の基準の通り
(忌引き) 配偶者及び2親等以内の親族が死亡した場合	1 配偶者及び1親等は連続する7日以内(休日含む) 2 2親等は連続する3日以内(休日含む)
(自然災害) 被災等により通学が困難と認めた場合	校長が必要と認めた期間
(その他) 校長が特別な事由であると認めた場合	校長が必要と認めた期間

第23条(学生納付金)

本学院の学生納付金は、次のとおりとする。

(1) 検定料(税込)22,000円

(2) 入学金・授業料・施設費・教材費(税込)および保険料

	1年目費用	2年目費用			
	課程共通	2年課程	1年9か月課程	1年6か月課程	1年3か月課程
入学金	70,000円	-	-	-	-
授業料	720,000円	720,000円	540,000円	360,000円	180,000円
施設費	50,000円	50,000円	37,500円	25,000円	12,500円
教材費	52,000円	52,000円	39,000円	26,000円	13,000円
保険料	10,000円	10,000円	7,900円	5,800円	3,300円
合計	902,000円	832,000円	621,400円	419,800円	208,800円

第24条(納入)

1. 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料および施設費を所定の期日までに納入しなければならない。
2. 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料および施設費の全部又は一部を減免することがある。
3. 学生納付金の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者については、校長は入学の許可を取り消し、又は除籍することができる。

第25条(納付金の返還)

納付金の返還について、次の通りとする。

- (1) 在留資格認定証明書は交付されたが査証の申請を行わず来日しなかった場合
返金条件: 入学許可書、在留資格認定証明書を返却。
返金内容: 入学金及び検定料を除く納付金を返金する。
- (2) 在外公館で入国査証の申請をしたが認められず来日できなかった場合
返金条件: 入学許可書、在留資格認定証明書を返却。および、在外公館において査証が発給されなかったことの証明を提出。
返金内容: 入学金及び検定料を除く納付金を返金する。
- (3) ビザを取得したが、来日以前に入学を辞退した場合
返金条件: 入学許可書、在留資格認定証明書を返却。取得したビザが未使用であることを学校側が確認できること。
返金内容: 入学金及び検定料を除く納付金を返金する。
- (4) 入学後6ヶ月以内に退学した場合
6ヶ月分の授業料、施設費、教材費の返金はない。
また、在籍期間を問わず、入学後の留学生保険料の返金はない。
- (5) 入学後6か月以降に退学した場合
返金条件: 以下の条件を全て満たしていること。
① 学期開始前日までに退学届が学校に提出されていること。
② 在留資格『留学』で再入国ができない状態で帰国していること、または留学以外の在留資格に変更したことが学校側に確認できること。
③ 校長が認めること。
返金内容: 1月、4月、7月、10月を始期とした3か月を学期とし、授業を受けない学期分の授業料、施設費および教材費を返金する。
- (6) 返金にかかる費用の負担
一旦学校に支払った料金の返金にかかる銀行の振込手数料などの経費については、申請者側が負担するものとする。

第26条(褒賞)

成績優秀にして他の模範となる者については、校長は褒賞を与えることができる

第27条(懲戒処分)

1. 学生が、この学則その他本学院の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

添付(29)

2. 懲戒処分の種類は、嚴重注意処分、退学勧告処分、除籍処分の3種とする。
3. 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (4) 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (5) 日本の法令に違反し、処罰されたとき。
 - (6) 入国管理局への申請内容に虚偽の事実があったことが判明したとき。
 - (7) その他、前各号に準じる不適切な行為があったとき。

第28条(学生寮)

学生寮に関する事項は、別に定める。

第29条(健康診断)

健康診断は学生1人につき、年1回実施する。

第30条(学則の見直し)

本学則は、社会情勢や教育環境の変化を踏まえ、定期的に見直し、必要に応じて改訂する。

附則

この学則は令和9年4月1日より施行する。